

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 募集要項等に関する質問回答（参加資格に関する内容）の補足説明（令和5年1月6日公表）

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	補足説明
				第4	1	(3)				
15	募集要項	参加資格要件	8	第4	1	(3)		「応募者は、構成企業の中から代表企業を定め」とありますが、代表企業の監理技術者は、「設計・建設期間」の最初から専任での配置を求められるのでしょうか。	代表企業の担当業務は応募者の任意としており、代表企業は必ずしも建設企業でなくても構いません。建設業務の各業種の監理技術者については、「設計・建設期間」の最初から専任での配置をお願いします。	要求水準書（案）に関する質問回答No.119において、「機械と電気の監理技術者で専任の必要性があるのは、現地工事期間のみ」としている一方で、建設業務の監理技術者に最初から専任配置を求めている理由は、少なくとも1名は、DBO事業者の連絡調整・取りまとめ役として、設計・建設業務の打ち合わせに出席していただくことを想定しているからです。
31	募集要項	設計企業	9	第4	3	(1)	① (ア)	(7)「同等の要件」とありますが、同等の要件の内容についてご教示願います。	参加表明書の提出日において、「周南市競争入札参加資格者名簿」の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていない場合は、当該資格と同等の要件を満たしていれば良いものとします。具体的な提出書類は、ホームページに開示します。	「同等の要件を有することを示す書類」を提出する必要があるのは、登録されていない業者のみです。建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託のいずれかに登録済みの業者は提出不要です。
40	募集要項	応募資格要件	9	第4	3			応募者の構成企業に求められている実績として「過去10年間」という期間を設定されていますが、当該事業と同種の工事を多く発注している日本下水道事業団等の応募条件に従い15年間にして頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。	工事目的物が完成検査済みであるが、契約期間が終了しておらず、性能評価検証期間中の場合は、応募者が示す書類（工事発注者の証明書類等）によって、実績と認めるかどうか判断します。
42	募集要項	各業務における応募資格要件	10	第4	3	(2)	③	建設企業又はJV構成員は、担当する工事業務の他水道施設工事業の特定建設業許可を有しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	水道施設工事業の特定建設業許可は、会社として許可を有しているということです。
43	募集要項	参加資格要件	10	第4	3	(2)	④	建設企業で機械設備工事を担当する企業の監理技術者は、「水道施設」又は「機械器具設置」のどちらかの資格を保有していれば、参加可能でしょうか。	「機械器具設置」の資格保有とします。	機械工事を担当する企業の監理技術者は、「機械器具設置」の資格保有者としていますが、「水道施設工事業」は企業にのみ求めています。なお、土木・建築企業の監理技術者には、「水道施設工事」の資格保有までは求めています。
45	募集要項	応募者の備えるべき参加資格要件	10	第4	3	(2)	④	建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置とありますが、参加申請から設計・建設着手迄の期間が長い為、参加資格時の配置予定技術者の変更は可能でしょうか。要求水準書（案）の質問回答の119番で本市の工事監理ルールに従い、監理技術者の途中交代を認めます。とありますが、本市のルールの内容をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、「①監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合」「②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工事が延期された場合」「③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する場合」「④一つの契約工期が多年に及ぶ場合」のみ認めます。	前段については、参加表明時に提出した配置予定技術者を着手前までなら変更可能としていますが、後段に示す理由（主に④が該当すると想定）による途中交代を認めるというものです。
47	募集要項	配置技術者	10	第4	3	(2)	④	「JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること」とありますが、担当業種に係る『工事期間において』配置技術者を専任で配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	担当業種に係る「工事期間」とは、担当業務の開始からの期間です。 【例】契約が令和6年1月、担当する工事が令和8年4月である場合は、令和8年4月からが配置技術者の専任期間となる。
57	募集要項	応募者の備えるべき参加資格要件	11	第4	3	(2)	⑥	建設企業の応募要件として過去10年間の施工実績（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）とされておりますが、国交省発注工事の場合は過去15年間の施工実績（共同企業体での実績は出資比率20%以上）とされるケースが一般的と考えます。参加者を広く募るためにも国交省と同等の参加要件の検討をお願いいたします。	No. 40の回答をご参照ください。	No. 40の回答及び補足説明をご参照ください。
59	募集要項	建設企業の応募資格要件	11	第4	3	(2)	⑦	「水処理設備（主要設備）の施工実績」とありますが、主要設備とは、最初沈殿池、反応槽、最終沈殿池のいずれかの主要設備（掻寄機、散気装置、送風機等）という理解でよいでしょうか。	最初沈殿池から最終沈殿池までの一体的なものを想定しています。ただし、設備一式でなくとも、応募者側で示される実績や根拠に応じて、参加資格を満たすかどうかを個別に判断します。	標準活性汚泥法による運用でない場合の施工においても、示される根拠資料に応じて実績として認めます。
60	募集要項	応募資格要件	11	第4	3	(2)	⑦	「水処理設備（主要設備）の施工実績を有していること」とありますが、この主要設備とは、・最初沈殿池汚泥掻き寄せ機・散気装置・終沈汚泥掻き寄せ機のことでしょうか。また、求められる主要設備の実績は、最初沈殿池～最終沈殿池までの設備一式との理解でよろしいでしょうか。	No. 59の回答を参照ください。	No. 59の回答及び補足説明をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	補足説明
				第4	3	(2)				
64	募集要項	参加資格要件	10	第4	3	(2)		建設企業の応募資格要件として、過去10年間の施工実績との記載がありますが、同等規模以上であれば過去15年間の施工実績についても認めていただけないでしょうか。ご検討願います。	No. 40の回答をご参照ください。	No. 40の回答及び補足説明をご参照ください。
66	募集要項	維持管理企業の応募資格要件	11	第4	3	(3)	③	「完了した実績を有していること。」とありますが、現時点において複数年契約の期間中の実績は認められない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	施工実績については、No. 40の回答及び補足説明をご参照ください。
103	様式集	参加表明書・委任状	様式6 様式7					参加表明書や委任状等に記載する「代表者氏名」は、会社の代表者（例：代表取締役社長）ではなく、競争入札等参加資格審査申請において代表者から入札等に関する権限を委任された代理人（例：中国営業部部长）との理解でよろしいでしょうか。上記の理解が正しい場合、様式11に記載の「印鑑証明書」や「使用印鑑届」は、「競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状」で代替できるという理解でよいでしょうか。一般的に印鑑証明書は会社の代表者のみが登録している企業が多いと思いますのでご配慮いただきたく願います。	ご理解のとおりです。	後段については、「競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状」の様式を用いて、「印鑑証明書」と「使用印鑑届」を提出していただくことを想定しています。前段の例のように、会社の代表者ではなく、代表者から入札等に関する権限を委任された代理人を「代表者氏名」に記載する場合は、「印鑑証明書」及び「使用印鑑届（任意様式の委任状を添付）」の提出が必要です。